

## (11) 自然災害による農業関係の被害

### (大雨、大雪等による被害が発生)

平成25(2013)年度においては、4月以降の低温による霜の被害、梅雨時期における大雨、台風、11月からの大雪等により、農産物生産や園芸施設、農業用施設等に様々な被害が生じました。これらの自然災害による農業関係の被害額は、全体で2,666億円に上っています(表2-4-6)。

特に、4月中旬から5月上旬にかけての栃木県や長野県等で発生した降霜を伴う低温では、開花時期にあったなし等の果樹が凍霜害を受けました。このため、農林水産省では、被害を受けたなし及びりんごの有効活用を促進し、その適切な流通及び消費拡大対策を行うことにより、農家経営の安定を図る「自然災害被害果実加工利用促進等対策事業」を実施しました。

また、6月から8月の梅雨時期における大雨等は、農作物の冠水や農業用施設の損壊等の被害が全国の広い範囲で発生し激甚災害に指定されました。このうち、7月に山口県・島根県で発生した豪雨災害では、両県からの要請により、農地・農業用施設等の災害復旧を支援するため、中国四国農政局の技術者を派遣しました。

9月の台風第18号においては、暴風雨及び豪雨により東北、北陸、近畿地方等で農地等に大きな被害が生じ、激甚災害の指定と併せて「農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置」及び「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例」が措置されました。

さらに、11月からの大雪は、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県等の平年は積雪が少なく、施設園芸の多い地域を中心に甚大な被害が発生し、ビニールハウス等の損壊は27,229件、農作物等の損傷は5,034haに上りました。このため、農林水産大臣を本部長とする「大雪被害に関する農林水産省緊急災害対策本部」を設置し、施設の再建・修繕や果樹の改植への助成、災害関連資金の貸付利子の無利子化等の対策実施を決定しました。

表2-4-6 自然災害による農業関係の被害額  
(平成25(2013)年度)

(単位：億円)

	農業関係		
	農作物等	農地・農業用施設関係	
4月以降の低温(主に霜)	69	69	-
梅雨時期における大雨等(6月～8月)	521	125	396
台風第18号(9月)	390	75	316
11月からの大雪	1,457	1,456	1
その他	229	41	188
計	2,666	1,765	901

資料：農林水産省調べ

注：1)平成26(2014)年4月14日現在。

2)被害額は、各都道府県からの報告を取りまとめたもの。



4月の霜害により枯死したなし(栃木県)



台風第18号により冠水し泥が付着したトマト(京都府)



雪により倒壊したビニールハウス(ぶどう栽培)(山梨県)